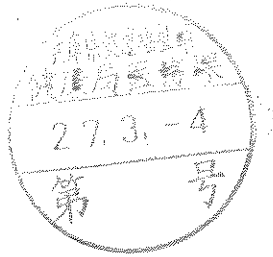


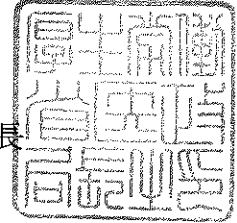
医政発 0226 第 9 号

平成 27 年 2 月 26 日

都道府県知事 殿



厚生労働省医政局長



臨床修練病院等及び臨床教授等病院の指定に係る標準的な処理期間の
設定について

平成 27 年 1 月 30 日に閣議決定された「平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針」において、外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第 17 条等の特例等に関する法律（昭和 62 年法律第 29 号）第 2 条第 5 号の規定による臨床修練病院等の指定については、その迅速化を図るため、事前調整を含めた標準的な処理期間を設定することとされました。

これを受けて、同法第 2 条第 5 号及び第 13 項の規定による臨床修練病院等及び臨床教授等病院の指定について、事前調整を含めた標準的な処理期間を 45 日と設定することとしましたので、貴職におかれましては、その内容を御了知いただくとともに、貴管下の市町村（特別区を含む。）、医療機関、関係団体等に周知をお願いいたします。